

別紙 16（盛土による災害防止のための調査事業に係る運用）

第 1 趣旨

交付要綱別表 1 の 1 の (5) のアに掲げる盛土による災害防止のための調査事業の運用については、制度要綱及び交付要綱によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 12－1 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 12－1 の第 2 から第 8 までの規定及び別記様式第 1 号から第 3 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 5	農林水産省農村振興局長	内閣府沖縄総合事務局長を經由して農林水産省農村振興局長
	林野庁長官	内閣府沖縄総合事務局長を經由して林野庁長官